

石国保第 386 号
平成27年8月28日

石狩市国民健康保険運営協議会
会長 内田 博 様

石狩市長 田岡克介

石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

このことについて、石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について

平成27年 9月28日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内 田 博

石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について（答申）

平成27年8月28日付け石国保第386号で諮問を受けた事項について、
下記のとおり答申する。

記

1. 各課税区分の限度額の改定は、危機的な財政状況にある本市の国民健康保険会計の健全化のほか、被用者保険等、他の医療保険料との公平性を確保する観点から、地方税法施行令の一部を改正する政令に準ずることは妥当である。